

求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止方針

改正男女雇用機会均等法および関連指針に基づき、求職者等に対するセクシュアルハラスメント（以下、セクハラ）を防止し、求職者等が安心して採用活動に応募し、参加できる環境づくりを目的として、本方針を定めます。当社は、役員、従業員、採用活動に関わる者、派遣労働者の受入れに関わる者、委託先その他の関係者に本方針の遵守を求めます。

1. 定義と適用範囲

・セクハラ の定義

性別、性的指向・性自認を含む性に関する言動により、相手の意に反して不快・不利益を与える行為、および就職機会・選考・内定等に関する合理的判断に影響を与え、またはその環境を害する一切の行為

・対象者

求職者、職場見学者、選考参加者、内定者、採用エージェント経由候補者、インターン参加者等

2. 方針

- ・求職者等に対する一切のセクハラを禁止し、加害・黙認を容認しません。
- ・セクハラ の申告・相談・協力を理由とする不利益な取扱いを禁止します。
- ・採用や就労に関わる全ての関係者にも同一水準で適用します。
- ・求職者等に対するセクハラを行った者については、厳正に対処します。

3. 体制

- ・責任者の選任：ハラスメント委員会を統括機関とし、防止施策の運用・見直しを行います。
- ・相談窓口の設置：メール・電話等で受け付けられる窓口を設置し、匿名での相談も受け付けます。
- ・利用案内の周知：当社サイトにて本方針および窓口案内を明記します。
- ・予防措置：研修と啓発を継続的に実施し、面接や選考に関わる全員の理解と実践を促進します。
- ・対応：相談を受けた場合は、速やかに事実関係を確認し、公平・中立に対応するとともに、当事者の安全とプライバシーを最優先し、適切と判断される措置と再発防止策を講じます。

4. 相談窓口

・社内窓口：ハラスメント・コンプライアンス相談窓口

電 話 03-5958-2266（受付時間 平日 9:00-17:00 不在時は伝言をお願いします）

E-mail ibs_sodan@ibssystem.jp

手 紙 〒170-0013 東京都豊島区東池袋 3-4-3 NBF 池袋イースト 6F

アイビーシステム株式会社 経営管理部 ハラスメント・コンプライアンス相談窓口宛

・社外窓口：株式会社大広 通報相談窓口

E-mail tsuho-sodan@daiko.co.jp

5. 改定・適用開始日

- ・本方針は 2026 年 10 月 1 日から適用する。